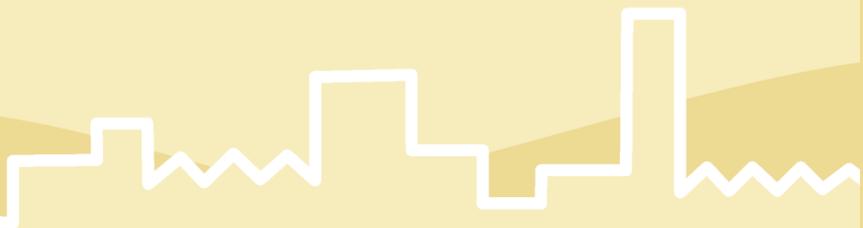


# 枚方市景観計画

〔概要版〕



## ■ 「景観計画」に基づいた景観形成を推進します

枚方市では「景観法」に基づく「枚方市景観計画」と「枚方市景観条例」により、景観形成の方針や建築行為等に係わる基準などを定め、良好な景観の形成を推進しています。

## ■ 「建築行為等の届出」が必要です

枚方市内で、一定規模を超える建築物の建築行為等を行う場合には、景観法第16条の規定により、あらかじめ届出を行う必要があります。

## 景観計画の区域

○枚方市全域

## 区域区分

○一般区域

景観計画区域のうち、「景観形成区域」と「景観重点区域」を除く区域

○景観形成区域

道路景観軸

国道1号・170号と、第二京阪道路の道路境界から両側50mの幅の区域

河川景観軸

淀川沿岸の河川区域から500m幅を基本とした区域と、穂谷川沿岸及び天野川沿岸の河川区域から50m幅の区域

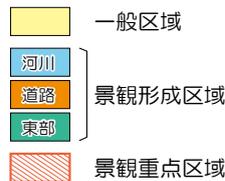
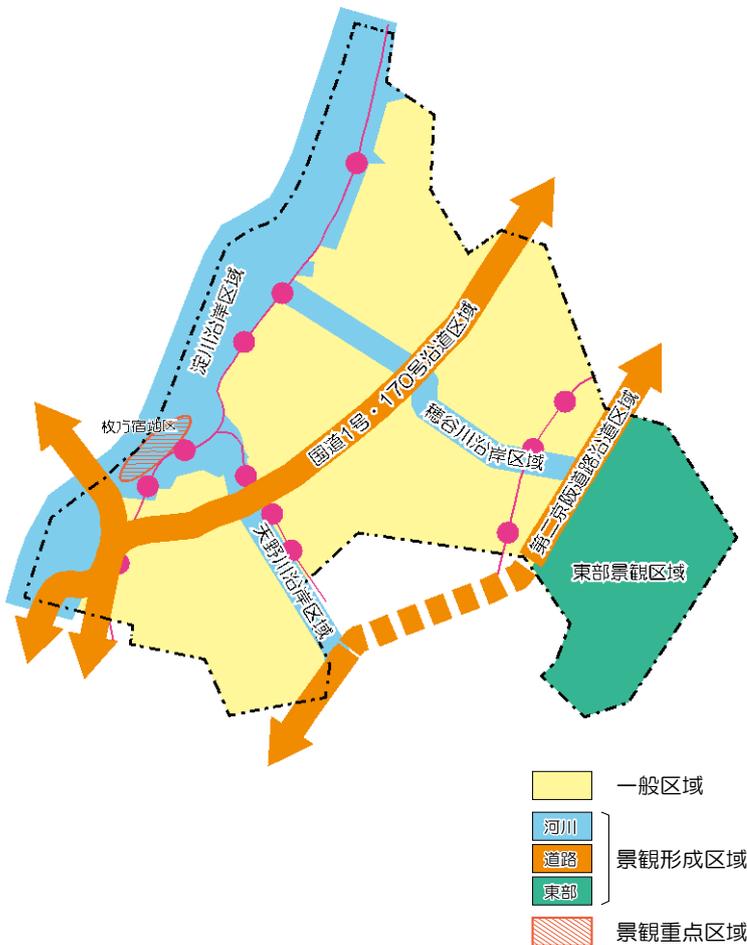
東部景観区域

第二京阪道路より東側の区域

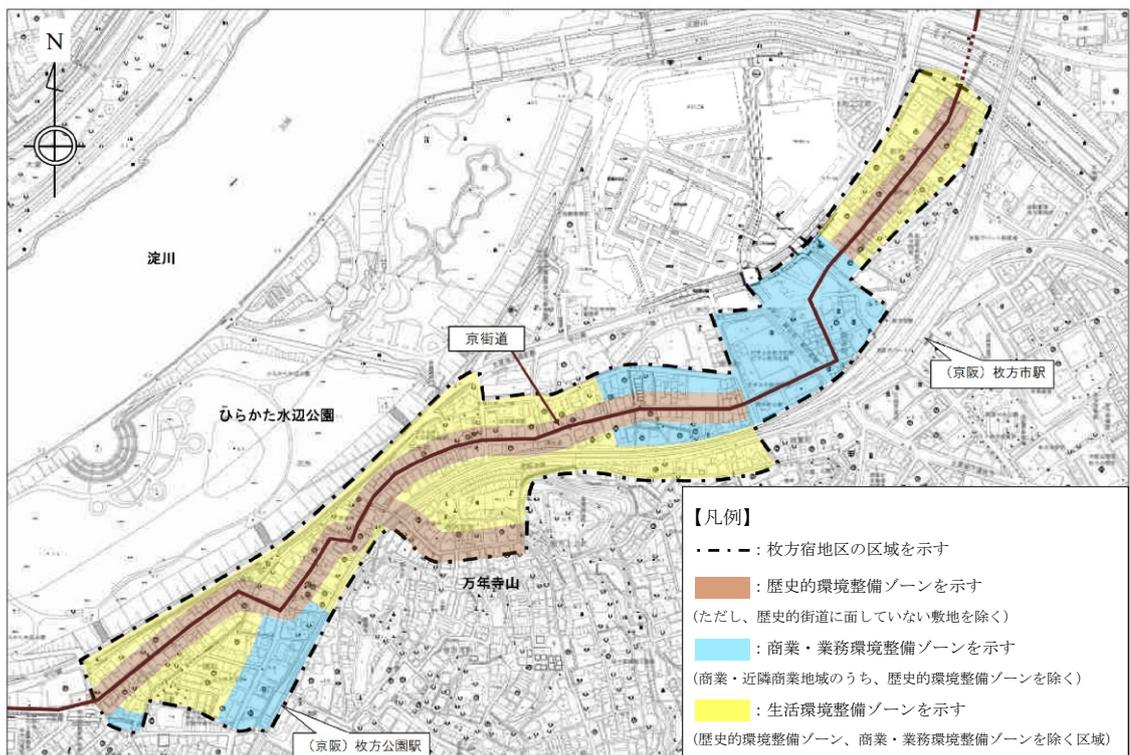
○景観重点区域

枚方宿地区

新町1丁目、岡本町、三矢町、堤町、岡南町、枚方上之町及び枚方元町地内の下図に示す区域



### ●枚方宿地区 区域図（景観重点区域）



## ■ 景観づくりの基本方針

『豊かな自然や歴史』をまもるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす</li> <li>○ 歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす</li> </ul>
-------------------	--

『快適な地域環境』をはぐくむために	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創る</li> <li>○ 個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む</li> <li>○ まちの景観を乱すものを取り除く</li> <li>○ 高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む</li> </ul>
-------------------	---

『都市的な魅力』をつくるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ にぎわいと風格のある都市核を創る</li> <li>○ 生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育てる</li> <li>○ 四季のいろあいや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出する</li> </ul>
-----------------	---

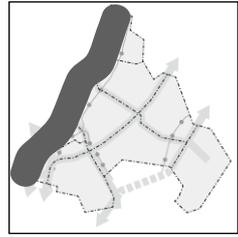
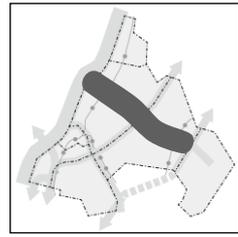
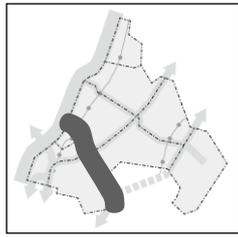
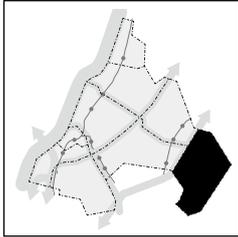
## ■ 景観類型別の景観形成の方向

都市の骨格景観	景観形成の方向
ターミナル拠点景観	ターミナル拠点としての基盤整備の充実を図るとともに、駅周辺地域を含めた総合的な視点から地域の核となる魅力にあふれにぎわいに満ちた場づくりを進めます。
沿道景観	都市や地域の骨格にふさわしい安全で楽しみのある景観を育てていきます。
河川景観	市民が身近に水に親しみ自然とふれあうことのできる空間として活用していきます。
眺望景観	優れた眺望景観や眺望点・眺望軸、地域を印象づけるランドマークの保全・整備を図ります。

地区タイプ	景観形成の方向
緑地景観	緑地の保全・修復に努めるとともに、緑豊かなまちづくりを進めます。
歴史景観	各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全し、貴重な景観資源として活用していきます。
住宅地景観	地域の個性を活かしながら、安全性、快適性にあふれたゆとりある住環境を創造していきます。
商業・業務地景観	商業・業務空間としての活力に溢れ、にぎわいに満ち溢れた快適な環境の創造と、文化性の感じられる個性あるまちの顔として、まとまりのある景観形成を図ります。
工業地景観	周辺地域と調和のとれた、快適でうるおいのある地区環境を形成します。

# 景観形成区域の範囲と良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項関係)

道路景観軸	<p><b>国道1号・170号沿道区域</b></p> 	<p><b>区域の範囲</b> 国道1号・170号の道路境界から両側50mの幅の区域</p> <p><b>景観形成の方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 沿道の緑と沿道施設の総合的な景観形成</li> <li>2. 道路景観に変化を与える節目の修景と眺望の活用</li> </ol>	
	<p><b>第二京阪道路沿道区域</b></p> 	<p><b>区域の範囲</b> 第二京阪道路の道路境界から両側50mの幅の区域</p> <p><b>景観形成の方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 山なみへの眺望とみどりの連続性の確保</li> <li>2. 交通結節点における良好なランドマークの形成</li> </ol>	
河川景観軸	<p><b>淀川沿岸区域</b></p> 	<p><b>区域の範囲</b> 淀川沿岸の河川区域から500m幅の区域（河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を目安として定めた境界（当該境界に連続する商業系用途の区域等を含む。）</p> <p><b>景観形成の方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 枚方を象徴する「母なる川」としての自然景観の保全</li> <li>2. 市民が身近に親しめる河川空間の形成</li> <li>3. 河川に沿った斜面林の展望を活かした景観形成</li> </ol>	
	<p><b>穂谷川沿岸区域</b></p> 	<p><b>区域の範囲</b> 穂谷川沿岸の河川区域から50m幅の区域（ただし東部景観区域は除く。）</p> <p><b>景観形成の方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 穂谷川を軸とした自然・歴史文化・スポーツレクリエーション空間をつなぐネットワークの形成</li> <li>2. 生物が生息する空間(ビオトープ)の保全と創造</li> </ol>	
	<p><b>天野川沿岸区域</b></p> 	<p><b>区域の範囲</b> 天野川沿岸の河川区域から50m幅の区域</p> <p><b>景観形成の方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然と親しみ人々が出会える場の創造</li> <li>2. 河川と一体となったまちづくり</li> <li>3. 後背地の田園や斜面林と北摂・生駒への眺望を楽しめる場の整備</li> </ol>	
東部景観区域	<p><b>東部景観区域</b></p> 	<p><b>区域の範囲</b> 第二京阪道路より東側の第二京阪道路と市境界に囲まれた区域（ただし天野川より西側を除く。）</p> <p><b>景観形成の方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生駒の山なみと調和したまちづくりの推進</li> <li>2. 枚方を代表する豊かな自然環境の保全と自然との交流空間の整備</li> <li>3. 地域の骨格となる道路整備に伴う沿道景観の形成</li> </ol>	

# 景観重点区域の範囲と良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項関係)

景観重点区域	枚方宿地区	<p><b>区域の範囲</b> 新町1丁目、岡本町、三矢町、堤町、岡南町、枚方上之町及び枚方元町地内の区域</p> <p><b>景観形成の方針</b> 各ゾーンの特性に応じて、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な生活環境の保持、景観の保全・創造並びに商業機能の充実を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史的環境整備ゾーン・・・歴史的街道の沿道としてふさわしい景観づくりを行う。</li> <li>2. 生活環境整備ゾーン・・・歴史的環境整備ゾーンと調和した景観づくりを行う。</li> <li>3. 商業・業務環境整備ゾーン・・・歴史的環境整備ゾーンに配慮した景観づくりを行う。</li> </ol>	
			

## 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

### ■届出の対象となる行為等（行為に着手する30日前までに届出を行うことが必要です。）

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模	
		一般区域、景観形成区域	景観重点区域
建築物		高さが15mを超えるもの、 建築面積が1,500m <sup>2</sup> を超えるもの、又は、 延べ面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	すべての建築物
工作物	新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが15mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>・高さが15m又は築造面積が1,500m<sup>2</sup>を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等</li> <li>・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの</li> <li>・幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等</li> <li>・垣、さくその他これらに類する工作物等（ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ2mを超えるものに限る）</li> <li>・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの</li> <li>・幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの</li> </ul>
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為に係る土地の面積が、1ha以上のもの	開発行為に係る土地の面積が、500m <sup>2</sup> 以上のもの

※なお、景観法並びに枚方市景観条例により、通常管理行為や非常災害のため必要な応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

## ■ 行為の制限に関する事項の概要

### 屋上附帯物

- 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
- 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

### 全体計画

- 周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。

### 外壁

- 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
- 河川景観軸の区域では対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
- 東部景観区域では背景となる山なみに配慮する。

### 色彩

- 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。
- 東部景観区域では背景となる山なみとの調和に配慮する。

### 意匠

- 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。

### 屋外附帯物

- 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

### 外壁附帯物

- ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
- 屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
- エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。

### 敷地内の緑化

- 敷地内には、緑を適切に配置する。
- 道路や河川、河川（堤防）に通じる道路に面する敷地には、緑を適切に配置する。
- 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。東部景観区域では背景となる山なみの緑にも配慮し、敷地に適切に配置する。
- 道路景観軸の区域ではまとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行空間と緑化などの修景スペースの確保に工夫する。

※工作物の行為の制限にかかる事項については上記事項のうち「色彩」「外壁」「意匠」「敷地内の緑化」と同様とします。

# 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

## 枚方宿地区（歴史的環境整備ゾーン）の場合

※景観重点区域ではよりきめ細やかな配慮が必要となります。

### 屋根

- 原則、勾配屋根とする。
- 1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。

### 意匠等

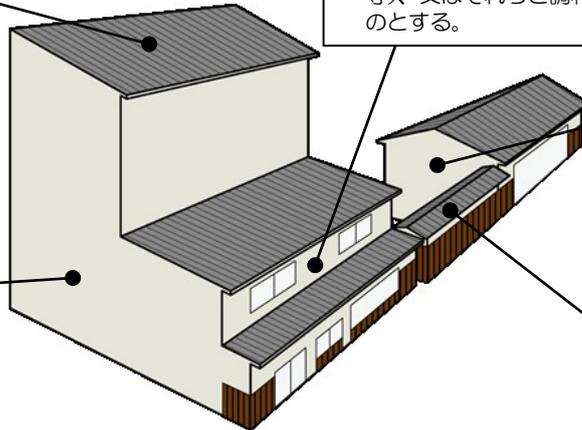
- 伝統的様式（出格子、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。

### 外壁

- 壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。
- 木、石、漆喰等の伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。

### 色彩

- 白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。



### 屋外広告物

- 建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。
- 歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。
- 複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫に努める。

### 工作物

- 門、塀、垣、さく等を配置する場合は、街道との敷地に配置し、周辺との連続性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみに配慮する。
- 木、石、漆喰、瓦等の伝統的素材、又はそれらと調和するものを使用するなど、和風の造りとなるよう配慮する。

## 色彩基準

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

### 色彩基準（外壁基本色）

- ・ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ・ その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

※景観重点区域においては屋根及びシャッター等についても上記色彩基準によること。

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・ 外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合（景観重点区域を除く。）  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・ 外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・ 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

- ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、市長が特別な理由があると認める場合は色彩基準の適用を除外する。

# 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

## ■景観重要建造物の指定の方針

次の各項目に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められる建造物
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- ・地域に広く親しまれている建造物（適切に管理されているもの。）

## ■景観重要樹木の指定の方針

次の各項目に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められる樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- ・地域に広く親しまれている樹木（適切に管理されているもの。）

## 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠であるため、景観計画の区域における本計画の趣旨と調和が保たれるよう、屋外広告物に関する具体的な基準については、枚方市屋外広告物条例に委ね、行為の制限に関する事項を規定します。

## 公共施設等の景観形成の方針

公共施設等の整備・管理にあたっては、良好な景観の形成を図るための十分な配慮を行います。

また、景観の形成において特に重要な役割を担う道路、河川、公園等を対象に、公共施設管理者との協議・同意に基づき「景観重要公共施設」として位置づけ、「良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）」及び「景観重要公共施設に関する許可の基準（同号ハ）」を定めていくこととします。

発行年月：平成28年（2016年）10月

発行：枚方市

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2-1-20

電話 072-841-1221(代表)

編集：都市整備部 景観住宅整備課

※このパンフレットは枚方市景観計画の概要版です。区域区分や行為の制限に関する事項等、詳細は別途ご確認ください。